

は命からがら処刑を逃れて来たと称する中國人、の話を根拠にして、日本軍の兵民分離を批判したものである。

四日、三千人の男が大學図書館横に集まつたとえれば兵民分離が始まつた十二月二十日の前に出てきたところ、日本軍は約束を破つて密かに彼らを漢西門（漢中門）外へと運行し、そして処刑したという。しかし運用良く死地を脱して、「夜の間じゅう腹這いになつて戻ってきた」という男の話などが収録されていた。

だが、城門の無制限通行は昭和十三年二月二十五日からの実施で、それまで城門は厳重なコントロール下にあつたから、これは作り話と思われる。その検証については拙著『南京虐殺』の徹底検証のなかで詳論しているので、ここでは繰り返さない。

ティンパーリとの共闘

従つて、一月二十五日脱稿の「メモランダム」は伝聞に基づくもので、根拠が薄弱

と合致しない。

第一に、ベイツは全埋葬体を日本軍の虐殺によつて生じた死体だと言うが、南京の埋葬体は次の八種類に分類される。

①陥落前、中国軍に銃殺された暴徒の死体、②陥落前、南京の駅に放置された大量の戦死兵や負傷兵の死体、③戦闘中に戦死した兵士（中華門などの前は「死屍累々」であった）、④中国軍の督戦隊（味方を背後から監視する部隊）に撃たれて死んだ兵士、⑤野戦病院に運び込まれたが死んだ兵士、⑥城壁から城外に脱出しよとして転落死した兵士、⑦挹江門を通して城外に出ようとして圧死した兵士、⑧安全地帯で摘発され揚子江岸で処刑された兵士。

従つて埋葬された四万体を全て、日本軍による虐殺体と言つことは到底できない。第二に、たしかに『南京救済国際委員会

であつたのだ。ベイツが、この「メモランダム」を脱稿したころ、上海のハロルド・ティンパーリ（特派員）と南京のベイツとの間で、しばしば往復書簡が交され始めた。

第一信を出している。そしていよいよ編集も最終段階に入り出版社に原稿を渡す時期が近づきつつあった三月十四日、ティンパーリはベイツに「小幅修正」（major revisions）に止まるか、「大幅修正」（major revisions）に踏み込むか、どちらの意向なのか、知らせてくれるよう督促している。

それから一週間後の三月二十一日、ティンパーリはベイツに、「この本はショッキングな本とならなければなりません。もつと学術的取り扱いをすることによって、ある種のバランス感覚もできるでしようが、ここでは劇的な効果をあげるためにもそれを犠牲にしなければならないと思うのです」と提案している。

さらに、三月二十八日、ティンパーリは最後の第十信で、ベイツに、「二十一日付

報告書」（一九三九）は、南京の埋葬が紅十字会の約四万体埋葬（実際には約三倍以上）の水増しであつたを以て「完了」したと明記していた。しかしその埋葬記録が兵士と市民に区分されていなかつたことは、大虐殺派の洞富雄氏も認めている。にもかかわらずベイツは何の根拠もなしに、兵士七割、市民三割の比率に分類した。

第三に、ベイツは虐殺が「城内や城壁近く」で進行したかのように言うが、城壁近くは激戦地であつたから戦死体が出るのは当然で、これを虐殺体と言つことはできなかつたといえよう。

中国政府の「顧問」だった

東京裁判で証言したように、「殆ど揚子江岸」であつて、「城壁近く」ではなかつた。

第五に、城内では、約四万体のうちの一七五九体（実際には約六百体）を埋葬した

けの手紙、原稿と一緒に、詳しい変更内容あり、先述のⒶⒷの書き込みであった。今日残つてゐる五つの「メモランダム」を比較検討するとき、ⒶⒷの書き込み以上の「大幅修正」は見い出せない。こうして、国民党の資金援助によつて、ティンパーリ編『戦争とは何か』が昭和十三年七月に刊行されたわけである。

そこで、ベイツがわざわざ書き込んだ二つの文がどういう意味合いを持つていたのかを考えていただきたい。ここでは先ずⒷを再度検討しておきたい。

「非武装の四万人近い人間が南京城内や城壁近くで殺されたことを埋葬証拠は示しており、そのうちの約三割は決して兵士ではなかつた」

この文章は、極めて婉曲的な表現であるが、要するに、城内や城壁近くで約三万の戦争捕虜や一万二千の市民が虐殺されたという、「四万人虐殺説」を裏付けようとするための意図的な「加筆」であつたといえよう。しかしこれは次の五点において事実

と紅十字会は記録しているが、それは右記の八種類の死体であつた。言うまでもなく、市民の死体数一万二千という数字には程遠い。

以上のように、ベイツは全く実情からかけ離れた一文を意図的に創作し、「戦争とは何か」の「メモランダム」に書き込んだり編『戦争とは何か』だけに書き込んだのであろうか。

猶太難民と八紗一字

上杉千年（歴史教科書研究家）

大御心を体してユダヤ難民を救出・保護した植口季一郎、安江仙弘、大塚惟重、杉原千畝の帝国軍人と外交官の鮮烈な戦い！ ユダヤ人は語る「上海は楽園でした」

四六並製 ■ 304頁 ■ 本体 1,900円+税

満洲事変と支那事変

昭和の戦争記念館 第1巻

名越荒之助編

両事変の真相を貴重な秘蔵写真と新たなる視点で解説。主な内容へ「麦と兵隊」が描いた戦場へ「徳王とモンゴル独立運動」へ「独立国家」チベットの好意へ「極東ユダヤ人大会」の目的（漢奸（荒國奴）は敗者の運命）他。

全5巻シリーズ 4巻まで好評発売中

●展転社

〒113-0033 東京都文京区本郷1-28-36-301
電話03-3815-0721㈹ Fax03-3815-0786
<http://www.znet.or.jp/tenden/>
[価格は税別。送料各1冊340円]

最新刊

「史料X」は十頁目の冒頭に、「一九三六年私の作品にたいするH・J・ティンパノリの感謝すべき後押し」があつた事實を記し、そして、続けてロバート・モートンというペインネームで、それを『リーダーズ・ダイジェスト』(一九三八年四月号)にシナと日本——その精神の衝突する戦争として転載したことを書いている。つまり、その『リーダーズ・ダイジェスト』の元原稿に相当する一九三六年の自作に対し、ティンパニの「後押し」が得られたことに感謝を表明しているのである。いつの時点からか、二人はこんな風にツーカーの仲になっていたことがこの「史料X」からもうかがえるのである。

また、先述した通り、鈴木明氏や北村稔氏が明かしたように、『戦争とは何か』の編者ティンパニは国民党中央宣伝部顧問であったことが判明している。我々が考えような公正中立なジャーナリストではなかったのである。そのティンパニと反日的な点で同志関係にあつたペイツも、中華民国政府顧問であつたことも次の史料から明らかになった。

それを証明したのが、イエール大学で私が発見した小さな新聞記事の切り抜き(トピック)である。その二十頁は私が書いた」という箇所の原稿についても、それを匿名にしていた理由がまた明らかとなってきた。

そのきっかけとなったのは、平成十一年八月から始まった南京事件研究会の席上、松村俊夫氏がペイツの手紙の一節を指摘されたことについた。それは「一九三八年四月十二日、ペイツが上海から「諸友宛て」にティンパニ編『戦争とは何か』の出版予告を知らせる手紙で、次のように書いてあつた。

「その本(『戦争とは何か』—引用者注)には、十二月十五日南京を離れる歐米の特派員を利用してもらおうと私が同日準備した声明が掲載されています」つまり、十二月十五日、南京を離れる欧米の特派員を利用してもらおうと私が同日準備した声明が掲載されています」

「中国の首都南京の城門を攻める日本軍の砲撃がこだまするなか、それに怯むことなく、オハイオ州・ハイアラム出身の南京大学歴史学教授にして、中華民国政府顧問のマイナー・サール・ペイツ博士（写真）は、城壁で囮まれた南京城内の自らの持ち場を離れることを拒否した。アメリカ大使館は、ペイツ博士が最後の瞬間に逃げることを許可し、彼に、城壁をよじ登つて降りるさういの繩ばしごを提供した」（傍点東中野）

の仲になつてゐたことがこの「史料」からもうかがえるのである。

また、先述した通り、鈴木明氏や北村稔氏が明かしたように、『戦争とは何か』の編者ティンパーリは国民党中央宣伝部顧問であつたことが判明している。我々が考えるように公正中立なジャーナリストではなかつたのである。そのティンパーリと反日的な点で同志関係にあつたペイツも、中華民国政府顧問であつたことも次の史料から明らかになつた。

それを証明したのが、イエール大学で私は発見した小さな新聞記事の切り抜き（ト

しば購読紙名をいちいち書かないと同じじ
ように、この切り抜きにも、何月何日の何
新聞か、何も書かれていらない。ただ、「日
本軍が南京の城門を攻めるなか」とあるこ
とから、昭和十二年の十二月十三日の城門
陥落前後の記事と判断される。

この紹介記事の中に、ことさら虚偽の履
歴が書き込まれるべき強い理由も見当たら
ないから、ペイツが「中華民国政府顧問」
であつたことを疑う理由もないであろう。
今まで私たちはペイツを南京大学教授にし
て敬虔な宣教師としてのみ見てきたが、ペ

にしてまで日本を告発しようとしたのである。そして、その際に巧妙なことに、その記述の責任を示す署名なしの匿名で、④と⑥を加筆挿入したのである。

それは質量とともに大変更であった。質においては不法戦闘員の処刑が捕虜殺害と市民殺害に変質され、量においては数百人ないしは数千人の処刑が四万人に拡大されたのである。

この逆宣伝こそ、宣伝本『戦争とは何か』の出版の企画趣旨に添うものであつた

さて、冒頭に提示したように、「戦争とは何か」の執筆者は編者以外は全くの匿名であつた。その中の一つであるベイツ「メモランダム」の中身が事実と異なることを検証してきたが、次に、ベイツが「十八頁から二十頁は私が書いた」という箇所の原稿についても、それを匿名にしていた理由がまた明らかとなってきた。

そのきっかけとなつたのは、平成十一年八月から始まつた南京事件研究会の席上、松村俊夫氏がベイツの手紙の一節を指摘されたことになつた。それは一九三八年四月十二日、ベイツが上海から「諸友宛て」にティンパリー編「戦争とは何か」の出版予告を知らせる手紙で、次のように書いてあつた。

世界初の「南京虐殺」の情報源

砲艦オアフ号に乗り、通信手段のなくなりながら南京から上海の国際租界へと向かう途中で、オアフ号から次のような「南京虐殺」の記事を発信している。

「南京陥落の物語は、落とし穴に落ちた中國軍の言語に絶する混乱とパニックと、その後の征服軍による恐怖の支配の物語である。何千人の生命が犠牲となつたが、多くは罪のない人たちであった。……それは中国人を殺すようであった。……以上の記述は包围中の南京に残つた私自身や他の外国人の観察に基づくものである」（ステイラー・シカゴ・デイリーニューズ）十二月十五日付け）

余りにも早すぎる見聞記事ではないか。もつとも、一九八七年、八十四歳になつて死んだ彼は、「南京事件の最初のスクープ」

事はどうにして送ったのか」という笠原十九司氏の質問に、「でも教えません。秘密ですから。私は他の記者より数時間先んじて、どうしてそうできたかは誰も気つかなかつた。言うもんですか、船から送つたなんてことを、ハハハ」と答えていた。(『南京事件資料集・アメリカ関係資料編』青木書店)。

スティールが数時間も先んじて「南京虐

八月から始まつた南京事件研究会の席上、松村俊夫氏がベイツの手紙の一節を指摘されたことによつた。それは一九三八年四月十二日、ベイツが上海から「諸友宛て」にテインパーイ編『戦争とは何か』の出版预告を知らせる手紙で、次のように書いてあつた。

もつとも、一九八七年、八十四歳になつて、
いた彼は、「南京事件の最初のスクープ」

イツにはティンパリーと同じく中華民国政府側に立った人物であるという一面が存在していたことを、十分に知っておかなくてはならない。二人はそれぞれ、国民党中央宣伝部顧問と政府顧問として、中華民国の政策を、時には資料捏造しながらも支援し代弁する立場にあつたのである。

に、当時ヘイツと一緒にロッティング・ハッシュ教授の家に泊まっていた事実があった。ク教授の特派員よりもいち早くヘイツの「レポート」を入手できる「地の利」を得ていたため、当然、他人より先んずることができたのであろう。

彼に続いて、ダーディンも、十一月十八
であった。

り、十二日から十三日にかけて、中国兵が軍服を脱いで市民の避難していた安全地帯に乱入し潜伏するのだ。僅か、三・八六平方キロの安全地帯は市民と逃げてきた兵士で渾然一体となってしまったのである。

他方、安全地帯の「外」は、ペイツから方キロの安全地帯は市民と逃げてきた兵士や、ルイス・スマイス教授、南京ドイツ大使館のパウル・シャルフエンベルク事務局長も記していたように、事実上の「無人地帯」であった。

従つてペイツや記事の言うような市民虐殺がその時点でききたとすれば、それは事實上全市民が避難した安全地帯で発生したはずではないか。もしくは、その安全地帯から外に市民が連行され殺されたかのどちらかでなくてはならない。そうなると、新聞記事に言うような市民虐殺や連行が起つていたならば、市民や欧米人が必ず見聞していたはずであった。

だが、もし安全地帯の「外」に人がいたとすれば、それはまぎれもなく中国兵でしかなかつた。ステイールが「市内にはまだ潜伏して狙撃てくる中国兵がいて、日本兵が彼らを一掃していた」(「アメリカ関係資料編」というように、安全地帯の外に資料編)というように、安全地帯の外に

中国兵がいたことは否めない。

また彼が「日本軍は全市を一瞬のうちに手に入れたのではありません。日本軍が入ってきたところから、一区画、一区画と徐々に中国軍を狩り集めながら、整然と進んできたのです。(略) 占領を完了するのに数日かかりました」(前出)と認めて

いるように、日本軍と中国軍との戦闘状態は城門陥落後も数日間続くのである。このような人口分布の中の城内に、そして今なお続く戦闘状態の中で、日本軍が城内に入つて行ったのである。

もう一度繰り返すが、市民虐殺が起きたとすれば被害者は常に安全地帯の人々であったはずだ。

さて、全市民が避難したこの安全地帯には、日本軍の第七連隊のみが入つた。それ以外の日本軍将兵は安全地帯に入るのを拒否されている。

この第七連隊は、十二月十四日、十五日、十六日の三日間、「残敵ヲ掃蕩シ以て南京城占領ヲ確実ナラシメントス」るため、何処の戦場でも展開される残敵掃蕩戦を実施し、中国軍正規兵を摘發していく。そして「抵抗の氣配」のある者にかけつて処刑し、それ以外の者は苦力として使

おられたはずである。

これにたいしては、聞きモレ、記録モレがあるので、他の欧米人の記録なども見てみる。

欧米人は日記や手紙などの個人的記録を残していた。例えば国際委員会委員長ジョン・ラーベの日記(『南京の眞実』講談社文庫)、ウォートリンの日記(『南京事件の大月々——ミニー・ウォートリンの日記』大月書店)などが残っているほか、ペイツやジョン・ヨージ・フィッチその他のアメリカ人の記録も先の「アメリカ関係資料編」に收められている。

一方、南京市民の訴えた出来事は『南京安全地帯の記録』に、また中国人の記録は『南京事件資料集』の「中國關係資料編」に、他方日本軍将兵の証言や戦闘詳報は『南京戦史資料集二巻』(偕行社)に收められている。これらの南京事件関係史料を全て集めて、それを「事件」毎に分類し、全「事件」をリストアップした膨大な『南京事件の全て——データベースによる全事件

つている。

以上が、陥落前の十二月十二日、並びに十二月十三日から十五日までの南京の様相である。さて、そういう状況下で、日本軍は市民と戦争捕虜を虐殺したのか、言い換えれば南京の欧米人はステイールやダーディンの言うような出来事を本当に目撃しない直接見聞していたのか。それが次に問われねばならない。

戦争捕虜の処刑だったのか?

欧米人が見聞した事件は「市民重大被害報告」として欧米人の手で一冊の「安全地帯記録輯」に編集されている。これは国際委員会が日本大使館宛てに善處を訴えたといわれるもので、ティンパリーが「日本軍南京占領の最初の二ヶ月間に報告された話を完全にとり揃えている」と言うように、十二月十五日夜に妻を暴行した日本兵を追いかけて逆に射殺されたという二人の中国人の夫にかんする伝聞の話や「手袋二つ」が盗まれたという伝聞の話まで含めて、全ての被害届けを日本大使館に通告したものである。

この南京の不祥事件を完全に網羅した記

リストアップ』(仮称)が、昨年春、富沢繁信氏の手でまとめられ、その詳細は昨年三月の「日本『南京』学会」でも発表された。

それによると、南京の全殺人事件は二十七件となつていて。しかも目撃された殺人があるのでは、聞きモレ、記録モレがあるので、他の欧米人の記録なども見てみる。

欧米人は日記や手紙などの個人的記録を残していた。例えば国際委員会委員長ジョン・ラーベの日記(『南京の眞実』講談社文庫)、ウォートリンの日記(『南京事件の大月々——ミニー・ウォートリンの日記』大月書店)などが残っているほか、ペイツやジョン・ヨージ・フィッチその他のアメリカ人の記録も先の「アメリカ関係資料編」に收められている。

一方、南京市民の訴えた出来事は『南京安全地帯の記録』に、また中国人の記録は『南京事件資料集』の「中國關係資料編」に、他方日本軍将兵の証言や戦闘詳報は『南京戦史資料集二巻』(偕行社)に收められている。これらの南京事件関係史料を全て集めて、それを「事件」毎に分類し、全「事件」をリストアップした膨大な『南京事件の全て——データベースによる全事件

ついている。

このように間違つて捕らえられたのではないか、という疑問も出て来よう。しかし、その疑いは極めて低い。なぜなら第七連隊は、手のタコや軍帽跡まで調べていた。そのうえ、「本十五日迄捕獲シタル俘虜ヲ調査セシ所ニ依レバ殆ド下士官兵ノミニシテ

刺射殺數(敗殘兵)六六七〇」と戦闘詳報に記している。

では、かかる日本軍の処刑は不法行為であったのか。拙著『南京虐殺』の徹底検証では、当時南京にいた歐米人がこの処刑を不法と非難しなかつたことを詳論した。またそのことは昨年の本誌二月号の秦郁彦氏や松本健一氏との座談会「問題は『捕虜処断』をどう見るか」でも力説したが、これは別の観点から最新の事例を使って読者に判断材料を提示しておきたい。

タリバンと同じ扱いなのか

現在キューバのグアンタナモ米軍基地に、アルカイーダやタリバンの兵士が拘束されている。今年一月十一日ワシントン発の翌日付け朝日新聞夕刊は、ラムズフェルド国防長官が「戦時捕虜（戦争捕虜）の待遇を定めたジュネーブ条約は（抑留者には）適用されないと見解を表明」（括弧内は引用者）したことを探えていた。ブッシュ政権は一致して彼らを戦争捕虜 prisoners of war ではなく抑留者 detainees と認定している。

インターネットで検索してみると、ラムズフェルドは次のように発言していた。

「彼らは戦争捕虜ではないから戦争捕虜と

らない考え方からばかすべきだとする考え方には、まさに根本的に欠陥がある。その区別をばかさないよう、我々は望む」（傍点筆

このラムズフェルドの指摘と論理を、南京の城門陥落時に当てはめてみるとどうなるだろうか。

一九三七年当時、南京では、ハーグ陸戦法規が適用されていた。文言の違いを別にすれば、その第一条「交戦者ノ資格」は、一九四九年のジュネーブ条約の第三条約の「第四条（捕虜となるもの）」と、全く同一なのである。

するとどうなるか。城門陥落後も数日続いた戦闘状態のなか中国軍は降伏の意思表示を行なわなかつた。そのような中の中国兵を四条件に照らしてみると次のようになる。

①唐生智以下の将校が逃亡し、指揮官不在であった。

②彼らは軍服を脱ぎ捨て、「遠方ヨリ認識シ得ヘキ固著ノ特殊徽章ヲ有スルコト」に違反していた。

③武器を隠し持ち、「公然兵器ヲ携帯スルコト」に違反していた。（一九三八年三月までに日本軍が発見した中国兵の隠匿兵器

してではなく不法戦闘員 unlawful combat.

ants として扱う。その…私の理解すると

- ③公然と武器を携行していること
④戦争の法規及び慣例に従つて行動していること

この「第三条約」に則して、ジョージタ

ウン大学のアンソニー・アレン教授（戦

時国際法）は、「タリバンの歩兵など一部は捕虜になれたとしても大多数は捕虜にはれなくともよいのか」と質問したのにたいして、ラムズフェルドは次のように答えた。

「それは法律家の専門的問題で、その適用に際しては一般に求められる一連のことがある。軍服。（略）…人が如何に武器を携行しているか…目に見えるようにか、又は見えないようにか。（略）彼らがそうでない限り、彼らは別の範疇に入ると私は法律家たちから言われている」（…は原文通り）

これは「捕虜の待遇に関する一九四九年八月十二日のジュネーブ条約（第三条約）」に立脚する見解で、戦闘員は条件を満たして初めて戦争捕虜として待遇されるというのである。「第四条（捕虜となるもの）」は、①部下について責任を負う一人の者が指揮していること

②遠方から認識することができる固着の

条件を次のように記している。

は「トラック五十台分」に達していた。

④以上の三条件を踏みにじつたことは、

とりもなおさず「戦争ノ法規慣例ヲ遵守スルコト」を踏みにじつたことを意味する。

中国兵は、こういった捕虜になるための四条件をことごとく破つて、ハーグ陸戦法規の起草者が夢想だにしなかつた禁忌を冒したのである。

戦前、立作太郎東京帝国大学教授（戦時

国際法）は、交戦者と非交戦者の区別こそハーグ陸戦法規の「主要觀念中の最も重

要」な觀念と指摘していた。

ラムズフェルドも、この見解にのつてて「彼らが高水準の保護を提供される理由は、彼らが合法戦闘員だから」と述べているのである。不法戦闘員ではなく合法戦闘員であればこそ、戦闘員は助命という最高の保護を享受できるのである。

しかし、南京の中国兵の多くは、戦争捕虜（prisoners of war）にはなれない「不法戦闘員」の範疇に入るのだ。その「不法戦闘員の処刑」を「戦争捕虜の処刑」と置き換えて非難すること自体が、そもそも矛盾であり、今日の南京問題を巡つて関門（挹江門）に殺到した中国兵が、友軍の督戰隊に撃たれたか、押し合つて圧死してできた死体であったと見るべきである。

更に今年一月二十七日、ラムズフェルドは「ジュネーブ条約の最も重要な見解の一
つは合法戦闘員と不法戦闘員との區別である」と指摘して、次のようにも語つてい
る。

「この合法戦闘員と不法戦闘員との間の区別を私たちがばかすならば、それは私たちの軍隊と他国の軍隊の觀点からして恐ろしく危険なことである。不法戦闘員とは、非戦闘員のように見せかけて、非戦闘員を危険ならしめる人である。そして合法戦闘員とは私が述べたように、軍服を着て、武器を見せて、組織的作戦についている人である。彼らが高水準の保護を提供される理由は、彼らが合法戦闘員だから。その區別を見せて、組織的作戦についている人である。彼らが高水準の保護を提供される理由は、彼らが合法戦闘員だから。その區別をばかすことがよいことだという何か分かる。

これまで見てきたように、いわゆる市民の虐殺も、いわゆる戦争捕虜の虐殺も、南京ではなかつたと見るのが正しい分析だと思う。

スティールが「日本軍は三〇〇人の中国人の一群を整然と処刑した」という時の「中国人」にしても、ダーティンが「揚子江岸で筆者は二〇〇人の男の処刑を目撃した」という時の「男」にしても、それはいわゆる「市民」ではなく摘發された「中国兵」のことだった。

また、「五フィートの死体の山の上をやむなくクルマを走らせた」というスティールの記事にしても、「日本軍の下関門の占領は防衛軍兵士の集団殺戮を伴つた。彼らの死骸が高さ六フィートの小山を築いていた」というダーティンの記事（前出）にしても、十二日の夜から十三日にかけて、下関門（挹江門）に殺到した中国兵が、友軍の督戰隊に撃たれたか、押し合つて圧死してできた死体であったと見るべきである。

實際、この点は、例えば、ダーディン記者も「これらの死体の山は日本軍がここ（注・下関）を占領する前にできたように思ひます。この地域では戦闘はありませんでした」（前出『南京事件資料集』）と自らの思い違いであったことを、南京陥落からおよそ五十年後に、笠原氏に明かしている。その点ではスティールも同じ回想をしている。

また十二月十五日、安全地帯の直ぐ近くの交通部近くの防空壕で「百人以上の兵士の一群に戦車が発砲した殺戮」を目撃したというダーディンの記事は、他のどの記録にも出てこない。

それだけに、世界初の南京虐殺の情報源となつたペイツ「レポート」は、言うまでもなく実名ではなく匿名でなければならなかつた。この匿名こそが国民党政府顧問としてのペイツの水面下、裏での「社会的活動」を保障していたのである。

従つて、表の南京大学歴史学教授としてのペイツは常に実情に即した発言に徹している。例えば「レポート」を欧米の特派員に渡した十二月十五日、東京日日新聞の二人の特派員にたいしては「秩序ある日本軍の入城で南京に平和が早くも訪れたのは何よ

筆の履歴書も見つかつた。これは一九七年（昭和五十三年）に亡くなつたペイツの最晩年の履歴書にあたる。そこには「一九三八年と一九四六年、日本との戦争中の人道的奉仕にたいしてシナの政府から勲章を授与される」という興味深い事実が書かれていた。

この勲章に関する記載は、一九五八年（昭和三十三年）にユニオン大学に提出された「略歴」にもあるが、そこには一九三八年と一九四六年の受賞年は記されてなかつた。何年と明記されているのはこの最晩年の自筆履歴だけである。

穿つた見方かもしれないが、一九三八年に南京市民に對して援助活動をしたのはペイツだけではなかつた。ラーベなど他の歐米人もいた。また、一九四六年には既に戦争は終つており、「日本との戦争中の人道的奉仕」という受賞理由が、そもそも意味をなさない。

従つて、推察でしかないが、一九三八年という年は、ペイツが『戦争とは何か』で世界に對して初めて四万人虐殺を主張した年であり、一九四六年という年は東京裁判でただひとりペイツが市民一万二千人虐殺を主張した年であつたことを勘案すれば、

りです」と語つてゐる。また公式資料からなる「チャイニーズ・イヤー・ブック一九三八（注・下関）などの四冊に「メモランダム」を掲載したときは「四万人虐殺」を暗に臭わすような記述されなかつた。東京のアメリカ大使館付武官のコービルが南京の実情調査に来たときも、ペイツたち欧米人は「戦時国際法違反の殺害行為」に触れなかつた。

南京虐殺に関して、それを事実だとして

発言するときは、ペイツは常に匿名で臨み、発言の責任が自分に及ぶのを防ぐため

に実名をひた隠しにしていた。

そのペイツが初めて自らの責任において公に虐殺を主張したのは、昭和二十一年（一九四六年）七月二十九日の東京裁判の法廷であった。その場で、市民射殺が何の理由もなく続くのを一部始終「觀察」した

し、彼自身の家からも一人の中国人が「連れ出されて殺された」とも証言した。更に

「私自身、暴行の最中の兵士に出くわす」と五回に及んだとも証言した。しかしこれは、先に紹介した南京の全記録に照らしても裏のそれい不可解な証言であつたと

いうしかない。

さらにペイツは「埋葬の調査観察検査の結果」として、「一万二千人の非戦闘員た

その論功行賞という意味あいがあつたのかかもしれない。

逆宣伝を見極めるべし

「日本軍の南京占領の最初の一、三週間に殺された非戦闘員の男女子供の死者数は、完全ではないが低く見ても一万二千であ

り、武装解除された軍服姿の男の死者数は三万五千であると確信した。これらの殺人の九十パーセント以上が最初の十日間に生じ、その殆ど全てが最初の三日間に生じた

これはペイツがその九年前に『戦争とは何か』のなかに匿名で書き加えた（注）の、「非武装の四万人近い人間が南京城内や城壁近くで殺されたことを埋葬証拠は示しており、そのうちの約三割は決して兵士ではなかつた」という主張と、ほぼ同じ主張であつた。

この署名入りの初の声明は日本国政府外務省の「日本軍の南京入城後、非戦闘員の殺害……等があつたことは否定できない事實」（筆者宛回答）という公式見解の根拠ともなつてゐる。だが、ペイツの政治的に偏った立場が明らかとなつた今では、私はそれが事実とは異なる逆宣伝だつたことはそれ

る男女子供が城内で殺されたと結論づけました」と主張したのである。しかし注目すべきは、約三万の「戦争捕虜の処刑」にかんしては断言せず、結論づけなかつた。武装解除後に射殺された「三万以上の兵士」の埋葬を行なうため、国際委員会は労働者を雇つたと言うにどめている。このこと

は次のように解釈してよいだろう。

つまり、ペイツは「メモランダム」の中に

も見られるように「国際法」を知つていてか

らである。當時も日本軍が国際法違反の「戦争捕虜処刑」を行なつたという指摘は、公には、誰からも上らなかつた。アメリカ國務省ですらパネイ号爆撃事件やアリソン米國領事殴打事件に抗議するのみであつた。

従つて、日本軍の行なつた処刑を国際法違反と言えないことは、ペイツにも十分に分つてゐるのである。つまり不法戦闘員の処刑は、合法と認識していたのであろう。

そのため「市民虐殺」だけを東京裁判で終始批判したというわけだ。これがペイツに残された唯一可能な主張だつたからであるが、二枚舌もいいところであろう。

イエール大学では、一九七二年（昭和四十七年）十二月一日付けの「人名録用資料——マイナー・サール・ペイツ」という自